

平成 30 年 7 月 24 日

伊藤忠連合健康保険組合  
理事長 井坂 博恭

高額療養費支給手続規程の一部変更について

高額療養費支給手続規程の一部を下記のとおり変更する・

新旧対照表	
新	旧
<p>(目的) 第 1 条 この規程は、<u>施行規則第 109 条、109 条の 2</u>に基づき<u>月間の高額療養費及び年間の高額療養費</u>の支給手続を行うに必要とする事項を定め、<u>事務の適正化と事務運営の円滑化</u>を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第 1 条 この規程は、健康保険法施行規則第 1 1 1 条に基づき高額療養費の支給手続を行うに必要とする事項を定め、<u>事務の適正と事務運営の円滑化</u>を図ることを目的とする。</p>
<p>(請求形式) 第 2 条 社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、<u>当該明細書データまたは明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときにおいて、一部負担金等世帯合算額、七十歳以上一部負担金等世帯合算額、基準日被保険者合算額、基準日被扶養者合算額、元被扶養者合算額が健康保険法施行令第 4 2 条に定める額を超える場合それぞれ被保険者より高額療養費の請求があったものとみなす。ただし、年間の高額療養費については、組合が計算期間の全てにおいて外来療養に係る額を把握している場合に限るものとする。</u></p>	<p>(請求形式) 第 2 条 <del>高額療養費は、</del>社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分について、当該明細書を組合で受領したとき、又は療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該申請書を組合で受領したときに、それぞれ被保険者より請求があったものとみなす。<del>ただし、健康保険法施行令第 4 2 条第三項に該当する者の高額療養費は、「非課税証明書」等の提出をもって申し出をするものとする。</del></p>
<p>(支給時期) 第 3 条 <u>月間の高額療養費は、毎月月末に一回支給する。年間の高額療養費は、毎年 11 月に支給する。ただし、死亡等により基準日みなしがある場合は、他の月に支払われることがある。</u></p>	<p>(支給時期) 第 3 条 高額療養費は、<del>社会保険診療報酬支払基金を経由する診療報酬明細書もしくは調剤報酬明細書にかかる分については、毎月一回支給する。また療養費、第二家族療養費にかかるものについては、当該療養費を組合で受領した都度支給する。</del></p>
<p>(支給方法) 第 4 条 <u>月間および年間の高額療養費の支給は、銀行振込により支給する。</u></p>	<p>(支給方法) 第 4 条 高額療養費の支給は、銀行振込により支給する。</p>
<p>附則 この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 この規程は、平成 12 年 3 月 1 日から施行する。</p>

以上